環境通信

問い合わせ先
環境衛生課（合志庁舎）☎248-1202

Environment

飼い犬に関するマナーについて

飼い犬に関するトラブルは、そのほとんどが飼い方に原因があります。犬の習性を理解して適正に飼いましょう。

放し飼いはやめましょう

放された犬が人に噛みつくなどの事件が発生しています。もし、飼い犬がこのような事件を起こせば警察による取り扱いの対象となり、最終的には損害賠償請求訴訟へと発展する可能性もあります。絶対に放し飼いはやめましょう。

【放し飼いによる事件例】

・散歩中、普段おとなしい犬が子どもを目下と判断して、咬みついてけがをさせた。

・犬が突然道路に飛び出し、避けようとした車が事故を起こし管理責任を問われた。

また、飼い犬がいなくなった、保護したなどの届出も多く、そのほとんどが未解決のままです。しかも、犬は1週間ほど保護された後、最悪の場合、殺処分となってしまいます。

犬をつないでいるリードや鎖は切れやすくなっていないか定期的にチェックしたり、室内犬であっても外に出ないよう注意が必要です。

また、犬を飼うには市町村での登録と毎年の狂犬病予防注射が義務付けられています。飼い犬の首輪などに鑑札や名札をつけておくと、もし、迷い犬となっても保護された時点で飼い主がわかります。飼い犬に名札などをつけましょう。

犬がいなくなったり保護した時は環境衛生課に連絡してください。

無駄吠えをさせないようにしましょう

犬にストレスを溜めさせていませんか。

適度な運動は犬のストレス解消のために重要なことです。ストレスが溜まった状態だと無駄吠え、特に夜鳴きなどで近所の人に迷惑をかけることになります。

散歩時のフンは持ち帰りましょう

飼い犬に関する苦情の中で一番多いのが、犬のフンの不始末です。

フンの放置は悪臭の原因となり景観面、衛生面からも良くありません。

散歩時はフンを片付ける袋などを持って必ず持って帰りましょう。

合併処理浄化槽転換助成事業

熊本県浄化槽協会では、単独浄化槽を合併浄化槽に転換する際に、助成金制度を実施しています。

助成対象地域
・下水道事業認可区域以外
・集落排水事業等採択区域以外

助成金対象浄化槽
・高度処理型浄化槽

助成金対象者
・対象人員10人以下の合併浄化槽を設置する人

助成金の金額
・1件あたり50、000円

問い合わせ先 県浄化槽協会
☎（284）3355

燃やすごみの量をお知らせします

8月の燃やすごみ搬入量は、7月搬入量および前年の同月より大きく減少しました。今後もご協力をよろしくお願いします。

家庭から出る燃やすごみの量　単位：kg

	8月分	前月比	前年同月比
ごみ排出量	797,750	−72.500	−10.02
1世帯当たりのごみ排出量	37.42	−3.44	−1.27
1人当たりのごみ排出量	13.96	−1.28	−0.43

※ごみ排出量については、東部清掃工場に収集車で搬入されるごみと直接搬入されるごみの量です。可燃性粗大ごみは含んでいません。

ごみ減量のポイント！

燃やすごみの中に、「資源物」の紙・布類が40・9％含まれています。リサイクルできる紙・布類は分別して「資源物」として出しましょう。

職員の給与などについて公表します

1　職員の任免、職員数および給与などの状況

（1）職員の任免、職員数　単位：人

区分	職員数 平成23年4月1日現在	採用者数（H23.4.2～H24.4.1採用）	退職者数（H23.4.1～H24.3.31退職）	職員数 平成24年4月1日現在
一般職	289	5	7	287
技能労務職	29	0	0	29
合計	318	5	7	316

※採用者数、退職者数には派遣職員を含みます。

（2）職員給与費の状況（一般会計予算）

区分	職員数 A	給与費 給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	一人当たり給与費（B／A）
	人	千円	千円	千円	千円	千円
平成24年度	293	1,096,699	148,078	404,175	1,648,952	5,727

（注）1　職員手当には退職手当を含みません。
2　給与費は当初予算に計上された額です。

（3）職員の平均給料月額、平均給与月額および平均年齢の状況（平成24年4月1日現在）

区分	一般行政職 平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	技能労務職 平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
	円	円		円	円	
合志市	315,700	351,146	41歳8月	332,900	349,848	46歳7月

（注）平均給与月額は、扶養手当などが含まれ、期末勤勉手当、退職手当を除いた額です。

（4）職員の初任給の状況（平成24年4月1日現在）

区分	試験区分	合志市 決定初任給	採用2年経過日 給料額	国 初任給	採用2年経過日 給料額
一般行政職	大学卒	172,200円	184,200円	172,200円	184,200円
	高校卒	140,100円	148,500円	140,100円	148,500円
技能労務職	高校卒	140,100円	148,500円	―	―

（5）職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成24年4月1日現在）

区分	学歴区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	243,100円	295,500円	356,100円
	高校卒	205,400円	256,200円	302,500円
技能労務職	高校卒	209,050円	258,125円	311,250円

（6）一般行政職の級別職員数の状況（平成24年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職務分類	主事	主事	主幹 主査	主幹	課長補佐	課長	部長
職員数	20人	35人	65人	51人	40人	21人	8人
構成比	8.3%	14.6%	27.1%	21.2%	16.7%	8.8%	3.3%

※一般行政職員とは、一般職のうち公営企業職員などを除いた職員です。

（7）職員手当の状況

区分	合志市	国
期末手当（勤勉手当）	（平成23年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 6月期　1.225月分　0.675月分 12月期　1.375月分　0.675月分 計　2.600月分　1.350月分 職務上の段階、職務の級等による加算措置　有	（平成23年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 6月期　1.225月分　0.675月分 12月期　1.375月分　0.675月分 計　2.600月分　1.350月分 職務上の段階、職務の級等による加算措置　有
退職手当	平成24年4月1日現在 （支給率） 勤務年数　自己都合　勧奨・定年 勤続20年　23.50月分　30.55月分 勤続25年　33.50月分　41.34月分 勤続35年　47.50月分　59.28月分 最高限度額　59.28月分　59.28月分 （その他の加算措置） 退職時　定年前早期退職特例措置 2～20%加算 特別昇給　無	平成24年4月1日現在 （支給率） 勤務年数　自己都合　勧奨・定年 勤続20年　23.50月分　30.55月分 勤続25年　33.50月分　41.34月分 勤続35年　47.50月分　59.28月分 最高限度額　59.28月分　59.28月分 （その他の加算措置） 退職時　定年前早期退職特例措置 2～20%加算 特別昇給　無

（8）特別職の報酬の状況

区分		給料月額等
給料	市長	825,000円
	副市長	634,000円
	教育長	565,000円
報酬	議長	388,000円
	副議長	330,000円
	委員長	322,000円
	議員	305,000円
期末手当	市長 副市長 教育長	（平成23年度支給割合） 6月期　1.225月分 12月期　1.375月分 計　2.600月分
	議長 副議長 委員長 議員	（平成23年度支給割合） 6月期　1.225月分 12月期　1.375月分 計　2.600月分

（9）部門別職員数の状況と主な増減理由　（各年　4月1日現在）

		職員数 平成23年	平成24年	対前年増減数	主な増減理由
一般行政部門	議会	4	4		
	総務企画	87	90	3	業務増による人員増
	税務	22	22		
	民生	22	23	1	業務増による人員増
	衛生	19	20	1	業務増による人員増
	労働				
	農林水産	16	15	△1	人員削減
	商工	6	7	1	業務増による人員増
	土木	24	25	1	業務増による人員増
	小計	200	206	6	
特別行政部門	教育	76	73	△3	人員削減
	消防				
	小計	76	73	△3	
公営企業等会計部門	病院				
	水道	11	9	△2	人員削減
	交通				
	下水道	11	8	△3	人員削減
	その他	20	20		
	小計	42	37	△5	
合計		318	316	△2	

2　職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

（1）勤務時間

1週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
38時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00

（2）年次有給休暇の取得状況　（平成23年1月1日～平成23年12月31日）

総付与日数	総使用日数	全対象職員数	平均使用日数
12,369	3,386	318	10.7

3　職員の分限および懲戒処分の状況

（1）処分者数　（平成23年4月1日～平成24年3月31日）

処分の種類		処分者数	処分事由
分限処分	免職	0	
	休職	5	心身の故障
	降任	0	
懲戒処分	免職	0	
	停職	0	
	減給	1	休暇虚偽申請
	戒告	0	

4　職員の服務の状況

すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のため勤務し、職務遂行に当たっては全力で専念しなければなりません。

職員には、命令に従う・秘密を守る義務や信用失墜行為・争議行為の禁止、営利企業等の従事・政治行為の制限などが課せられています。

5　職員の研修の状況

（1）研修の実施状況　（平成23年4月1日～平成24年3月31日　総務課所管分）

区分	研修名	受講者数
中央等研修	自治大学校事後研修	1
	市町村アカデミー研修	4
	市町村国際文化研修所研修	5
	地方自治経営研修	1
	行政管理講座研修	19
県研修協議会主催研修	新任職員研修	8
	新任課長研修	5
	新任係長級研修	7
	一般職員（1部）研修	6
	一般職員（2部）研修	8
	各種専門研修	11
その他研修	実務研修等	16
職員全体研修	人事評価制度研修	105
	人権・同和教育研修	110
	メンタルヘルス研修	285
	市政研修	241

6　職員の福祉の状況

（1）健康診断の状況　（平成23年4月1日～平成24年3月31日）

区分	対象者数	受診者数	備考
人間ドック	285	118	
定期健康診断	318	306	受診者には人間ドック受診者を含む 未受診者は育児休業など

問い合わせ先　総務課　人事班（合志庁舎）☎248-1112